

令和6年度

事業概要

福祉局

目 次

I	福祉局の概要	3
II	組織と事務分掌	5
III	令和6年度 主要事業の概要	7

I 福祉局の概要

1. 局長 八乙女 悦範
2. 局の職員数 412 人
3. 令和6年度予算の概要

(1) 一般会計 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	52,770	4 民生費	181,040,705
17 使用料及手数料	217,584		
18 国庫支出金	93,925,799		
19 県支出金	31,143,972		
20 財産収入	27,447		
21 寄附金	100,750		
22 繰入金	416,398		
24 諸収入	3,498,170		
25 市債	1,522,000		
歳入合計	130,904,890	歳出合計	181,040,705

(2) 国民健康保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険収入	147,735,578	1 国民健康保険費	147,735,578
歳入合計	147,735,578	歳出合計	147,735,578

(3) 介護保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	28,560,931	1 総務費	3,296,770
2 国庫支出金	36,384,938	2 保険給付費	137,556,771
3 県支出金	21,383,431	3 地域支援事業費	10,397,237
4 支払基金交付金	39,214,508	4 基金積立金	51,274
5 繰入金	25,758,143	5 諸支出金	51,487
6 繰越金	1	6 予備費	2,000
7 諸収入	53,587		
歳入合計	151,355,539	歳出合計	151,355,539

(4) 後期高齢者医療事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 後期高齢者 医療事業収入	49,726,246	1 後期高齢者 医療事業費	49,726,246
歳入合計	49,726,246	歳出合計	49,726,246

II 組織と事務分掌

政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)市民福祉の啓発に関すること。
- (3)市民福祉総合計画に関すること。
- (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。

相談支援課

- (1)複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。
- (2)家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。
- (3)ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。
- (4)ひきこもりに関する情報発信に関すること。
- (5)再犯防止・更生支援に関すること。

人権推進課

- (1)人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。
- (2)犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

くらし支援課

- (1)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (3)福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
- (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。
- (7)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。
- (8)民生委員及び児童委員に関すること。
- (9)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (10)生活保護に関すること。
- (11)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)保護施設の認可、指導及び監督に関すること。
- (13)ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (14)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (15)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (16)低所得世帯療養資金の償還に関すること。
- (17)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。
- (18)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

高齢福祉課

- (1)高齢者の社会参加に関すること。
- (2)戦没者遺族、戦傷病者及び引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)高齢者の福祉事業の総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)老人福祉施設等の整備及び認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること。
- (6)認知症に関すること。

介護保険課

- (1)介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)介護保険事業計画に関すること。
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)介護保険システムに関すること。
- (5)地域包括支援センターに関すること。
- (6)あんしんすこやか窓口に関すること。
- (7)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

国保年金医療課

- (1)国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (3)医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

和光園（2）

- (1)入所者の介護に関すること。
- (2)入所者の生活指導に関すること。
- (3)入所者の診療及び看護に関すること。
- (4)入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。
- (5)ケアハウス和光園に関すること。

障害福祉課

- (1)障害者のスポーツの振興に関すること。
- (2)障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (3)障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (5)障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6)障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)障害者の就労の促進に関すること。
- (9)身体障害者福祉センターに関すること。
- (10)心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (11)重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

II 組織と事務分掌

- (13) 発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。
- (14) 医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。

障害者支援課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (7) 障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

障害者更生相談所②

- (1) 障害者の相談、指導及び判定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
- (4) 関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

監査指導部

- (1) 社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。
- (2) 介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4) 老人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (6) 障害者福祉施設等（障害児入所施設を含む。）の従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

※事業所及び行政機関の表示について次のとおり

- (1) は第1類（部相当）、(2) は第2類（課相当）、
 - (3) は第3類（係相当）、(4) は第4類の事業所を示す。
- ①は部相当、②は課相当の行政機関を示す。

Ⅲ 令和6年度 主要事業の概要

【くらしの安心と生活困窮者への支援】

1. 生活困窮者の自立支援

(1) 生活困窮者にかかる相談支援 [くらし支援課]

各区役所の「くらし支援窓口」に寄せられる生活にお困りの方の相談に対して、きめ細やかな対応を行うため、窓口の相談支援員および家計改善支援員を引き続き配置します。

(2) 食支援を通じた生活相談 [くらし支援課]

生活にお困りの方が相談窓口に繋がるきっかけづくりを目的として、食支援を通じた生活相談を実施する民間団体に対して、運営支援を行うとともに、新たな食支援の選択肢として、必要なときに食料品を受け取ることのできる公共冷蔵庫の取り組みを進めます。

(3) 生活困窮世帯の学習支援 [くらし支援課]

経済的な事情による学力格差が懸念される中学生等への支援として、市内12か所で実施している会場型の学習支援及びオンラインによる個別学習支援を引き続き実施します。

(4) 若者に対する支援 [くらし支援課]

生活にお困りの若者の自立を支援するため、更生センターを活用し、住居確保、食事の提供に加え、一般就労に従事する基礎能力の形成、就労自立に向けた支援など、中長期的な伴走型支援を市独自で行います。

また、生活の悩みを一人で抱え込んでしまう傾向にある若者を対象に、SNS等のツールを用いて、心理的なハードルを下げた独自の相談支援を行う民間団体に対して、運営支援と連携強化を図ります。

2. 複合的な福祉課題への対応強化

(1) 再犯防止に関する取り組み [相談支援課]

釈放・出所後、早期に適切な支援に繋げ、仕事や住居の確保により再犯を防止するため、専任のコーディネーターを引き続き配置し、刑事司法関係機関との事前の情報交換や、本人が各種窓口へ相談する際に同行する等の支援を実施するとともに、保護司活動への支援を強化します。

(2) こども・若者ケアラーへの支援

〔 相談支援課 〕

当事者や関係者からの相談を受け、関係機関との連携、公的サービスの調整、当事者同士の交流・情報交換の場への案内等の支援を行うとともに、こども・若者ケアラーと身近で接する方々や福祉関係者の理解促進を引き続き図ります。

また、家事や育児の面で負担軽減が必要な 18 歳未満のこどもケアラーがいる世帯に対し、ヘルパーの派遣を実施します（こども家庭局予算）。

(3) ひきこもり支援の充実

〔 相談支援課 〕

ひきこもりの方やその家族が孤立することのないよう、相談員との面談や家庭訪問による支援を実施するとともに、実際の参集とバーチャル空間を活用したオンライン開催を組み合わせた居場所への参加促進や、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援を引き続き行うとともに、市民啓発用の動画を作成し、ひきこもりへの理解や早期の相談に繋げていきます。

3. 災害時要援護者支援の推進

〔 暮らし支援課 〕

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるとともに、引き続き市内 21 ヶ所の要援護者支援センターにコーディネーターを配置し、平時から関係機関との連携を図るとともに、福祉避難所指定施設のうち社会福祉施設において、避難所の開設・運営訓練の実施を促進し、要援護者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、当事者及びそのご家族やケアマネジャー等と連携し、個別避難計画の策定を促進します。

4. 民生委員活動への支援

〔 暮らし支援課 〕

高齢者数の増加や福祉課題の複雑化により増加傾向にある民生委員の業務状況を踏まえ、実費弁償費の支援と欠員区域を補完する民生委員への実費弁償費の追加支給を引き続き行います。

【高齢者や障害者の方への支援】

1. フレイルへの対策

〔 介護保険課 〕

生活機能の低下がみられる要支援者等を対象としたフレイル改善のための通所型サービスについて、実施箇所数を市内 14 か所から市内 39 か所に大幅に拡大し、健康寿命の延伸に取り組みます。

また、フレイルチェックやフレイル予防に向けた講話等を組み込んだ介護予防事業を引き続き実施します。

2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進 〔 高齢福祉課 〕

認知症神戸モデルの診断助成制度について、新薬に対応した診断にかかる費用を新たに対象とし、さらなる早期受診を支援するとともに、事故救済制度の実施に引き続き取り組めます。

また、認知症の疑いのある方に対する初期集中支援チームによる訪問支援や認知症疾患医療センターにおける専門医療相談及び地域における認知症の理解促進・認知症予防の取組みを支援するための専門職派遣を実施します。

3. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

(1) 職員のキャリアアップと事業所運営への支援 〔 介護保険課 〕

介護職員初任者研修受講にかかる費用を補助することにより就職初期の基礎的な知識・技術の習得を促進するとともに、その後の介護福祉士資格取得までのキャリア形成をサポートするため、本市が独自に設けた「神戸市高齢者介護士認定制度」の合格者に対して支援金を最長5年間支給します。

また、法人・事業所に対する支援として、所在地区外から新たに正規職員を採用した場合の住宅手当の一部や、研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の一部について、補助を実施します。

(2) 外国人介護人材確保にかかる支援 〔 介護保険課 〕

外国人介護人材の確保・定着に向け、市内大学での留学生受け入れから、在留資格の取得や市内介護施設への就職、日常生活における支援まで取り組む「(一社)大学都市神戸 産官学プラットフォーム」に対し、運営支援を行います。

また、外国人介護人材の定着を支援するため、日本語や資格取得に関する学習について介護保険事業所や本人が負担する費用の一部や、上記学習のために研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の一部について、補助を実施します。

4. 障害福祉サービスにおける計画相談支援導入の推進 〔 障害者支援課 〕

障害者や家族の相談に応じて適切なサービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の確保・定着に向け、人材確保に係る経費や処遇改善に係る経費について、市独自で補助を行います。

また、障害児に関する新規の計画相談支援を行った事業所に対し、市独自の支援を引き続き実施します。

5. 重症心身障害児者への支援

〔 障害者支援課 〕

医療的ケアが必要な障害者の送迎時に看護師が添乗した場合の市独自の補助について、補助対象施設をすべての生活介護事業所に拡大します。

また、「医療的ケア児等コーディネーター」のスキルアップを図り、多分野にまたがる支援の円滑な調整に取り組みます。

6. 障害者の就労支援

〔 障害福祉課 〕

民間企業における障害者の雇用を促進するため、企業に対する制度周知を実施するとともに、市内5ヶ所に設置する「しごとサポート」において、ハローワーク等と連携し、相談者の障害特性を踏まえた一般就労または福祉的就労への案内、就労後の支援を行います。

7. 親なき後対策の強化

(1) 障害者にかかる見守り支援

〔 障害者支援課 〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心として、支援を受けていない单身又は子と二人世帯、高齢者との二人世帯などの介護のできる同居者のいない障害者の方を対象に訪問調査を行うとともに、必要な方へ障害福祉サービス等の案内を行います。

(2) グループホームの整備

〔 障害福祉課 〕

障害者の地域移行を支えるグループホームについて、開設にかかる費用及び既存グループホームの重度障害者受け入れに必要な設備改修費用を市独自で補助します。また、定員数が少ない市東部における整備に対しては補助額を上乗せし、地域偏在の是正に取り組みます。

加えて、重度障害者を多く受け入れることが可能な日中サービス支援型のグループホーム整備について、市有地を活用した整備に取り組みます。